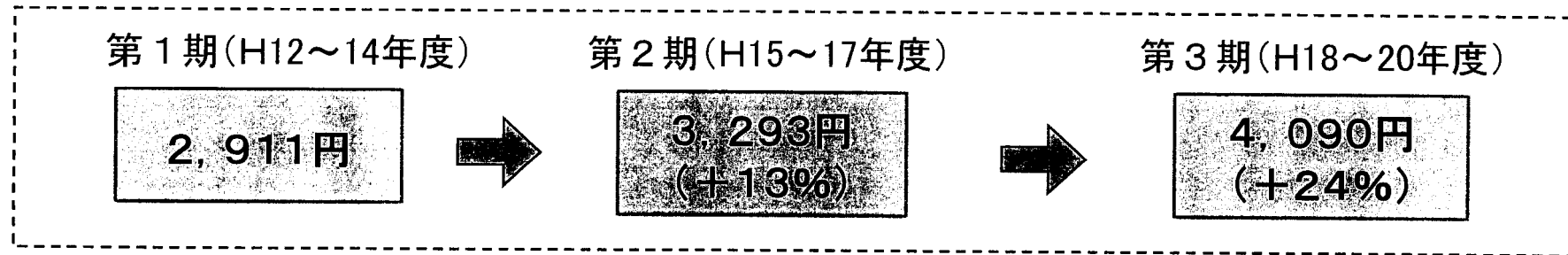


介護保険料の現状等

第1号被保険者の介護保険料

○ 第1号保険料〔第1号被保険者1人あたり全国平均(月額・加重平均)〕



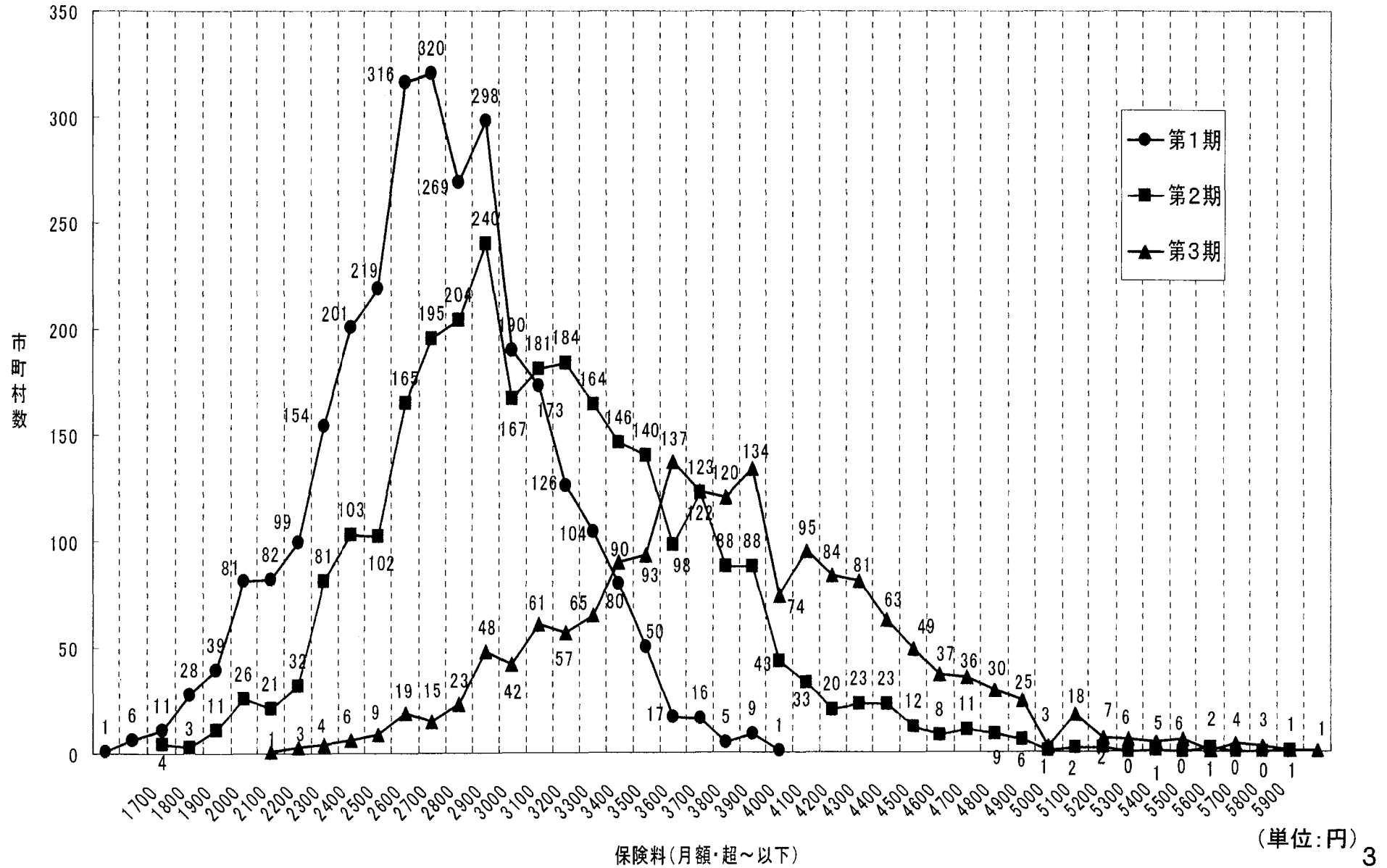
※ 上記の保険料額は、各保険者の保険料基準額を加重平均したものである。

保険料基準額の分布状況(保険者数)

区 分		保 険 者 数
6,001円以上	～	1 (0.1%)
5,501円以上	～ 6,000円以下	15 (0.9%)
5,001円以上	～ 5,500円以下	39 (2.3%)
4,501円以上	～ 5,000円以下	177 (10.5%)
4,001円以上	～ 4,500円以下	397 (23.6%)
3,501円以上	～ 4,000円以下	607 (36.2%)
3,001円以上	～ 3,500円以下	315 (18.8%)
2,501円以上	～ 3,000円以下	114 (6.8%)
2,001円以上	～ 2,500円以下	14 (0.8%)
合 計		1,679

※ 保険料を経過的に複数設定している保険者については、加重平均により1保険者につき1保険料として計上している。

保険者ごとの第1号被保険者保険料基準額の分布状況 (第1期～第3期)



保険料段階別の保険者数

	保険料段階別の保険者数					
	6段階	7段階	8段階	9段階	10段階	合 計
保険者数	1,361	250	55	8	5	1,679
割 合	81.1%	14.9%	3.3%	0.5%	0.3%	

※ 百分率については、四捨五入しているため、合計が100%とならない。

※ 保険料を経過的に複数設定し、その保険料段階が異なる1保険者については、第1号被保険者数の最も多い地域の保険料段階として集計した。

第3期計画期間における各都道府県平均保険料基準額

都道府県名		保険料額(月額)		都道府県名		保険料額(月額)	
		第2期(H15 - 17)	第3期(H18 - 20)			第2期(H15 - 17)	第3期(H18 - 20)
1	北海道	3,514	3,910	25	滋賀県	3,148	3,837
2	青森県	4,029	4,781	26	京都府	3,562	4,427
3	岩手県	3,018	3,686	27	大阪府	3,480	4,675
4	宮城県	3,007	3,648	28	兵庫県	3,310	4,306
5	秋田県	3,334	3,988	29	奈良県	3,154	3,957
6	山形県	3,107	3,799	30	和歌山県	3,527	4,513
7	福島県	2,640	3,496	31	鳥取県	3,635	4,321
8	茨城県	2,613	3,461	32	島根県	3,461	4,267
9	栃木県	2,807	3,549	33	岡山県	3,658	4,440
10	群馬県	3,010	3,980	34	広島県	3,570	4,444
11	埼玉県	2,859	3,581	35	山口県	3,617	4,088
12	千葉県	2,872	3,590	36	徳島県	4,251	4,861
13	東京都	3,273	4,102	37	香川県	3,289	3,812
14	神奈川県	3,124	3,977	38	愛媛県	3,546	4,526
15	新潟県	3,347	4,047	39	高知県	3,866	4,453
16	富山県	3,789	4,461	40	福岡県	3,725	4,584
17	石川県	3,753	4,548	41	佐賀県	3,666	4,514
18	福井県	3,470	4,128	42	長崎県	3,573	4,765
19	山梨県	2,836	3,616	43	熊本県	3,800	4,412
20	長野県	3,072	3,882	44	大分県	3,433	4,216
21	岐阜県	2,962	3,819	45	宮崎県	3,637	4,133
22	静岡県	2,939	3,590	46	鹿児島県	3,814	4,120
23	愛知県	2,946	3,993	47	沖縄県	4,957	4,875
24	三重県	3,090	4,089	全国平均		3,293	4,090

※1 第1号被保険者1人あたり都道府県別平均及び全国平均(月額・加重平均) ※2 上記の保険料額は、各保険者の保険料基準額を平均したものである。

各期における保険料の段階間格差

第1期(H12～14年度)

2,911円

第2期(H15～17年度)

3,293円
(+13%)

第3期(H18～20年度)

4,090円
(+24%)

第1 → 第2 (0.50) → (0.75)	728円
第2 → 第3 (0.75) → (1.00)	728円
第3 → 第4 (1.00) → (1.25)	728円
第4 → 第5 (1.25) → (1.50)	728円

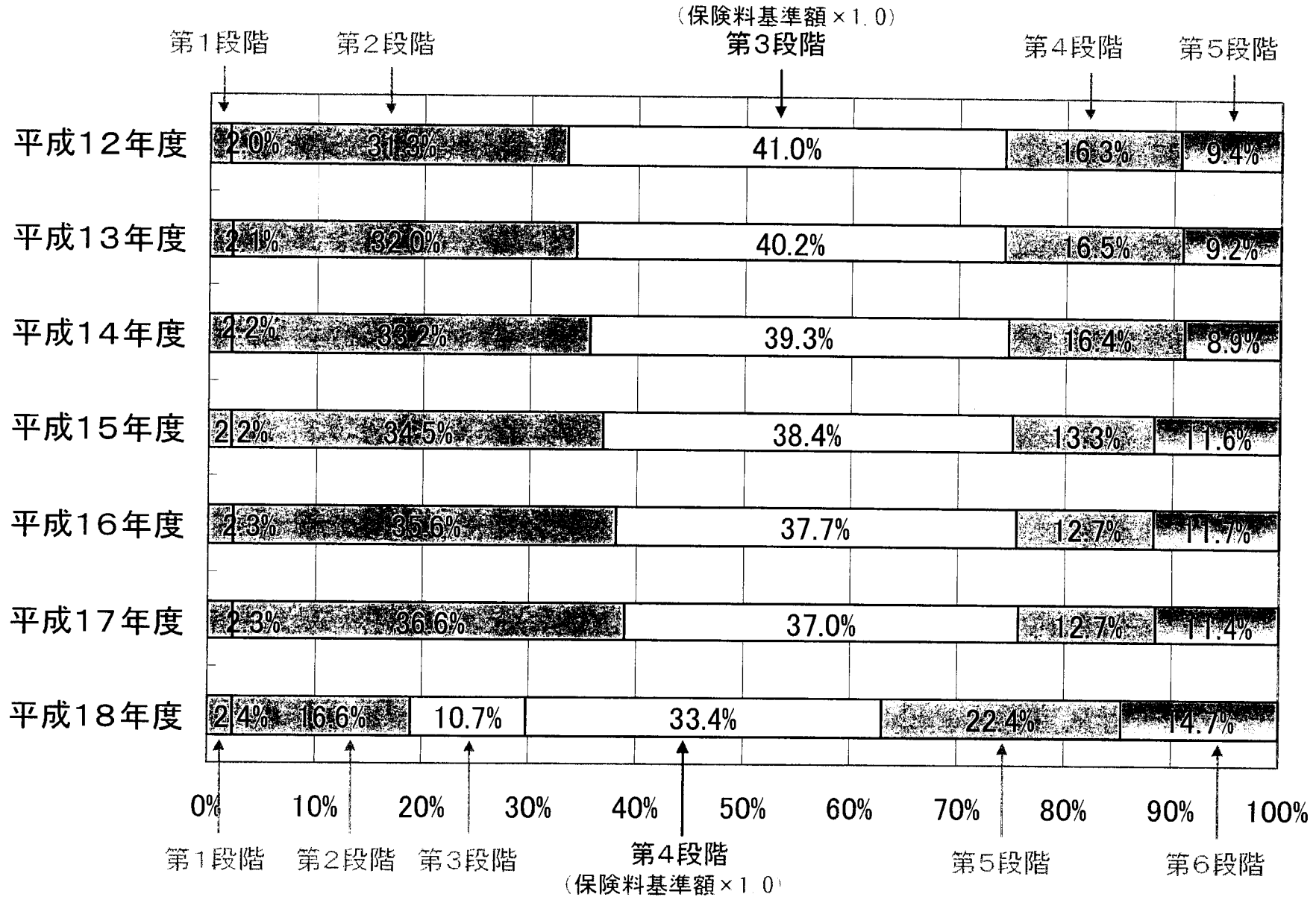
第1 → 第2 (0.50) → (0.75)	823円
第2 → 第3 (0.75) → (1.00)	823円
第3 → 第4 (1.00) → (1.25)	823円
第4 → 第5 (1.25) → (1.50)	823円

第1 → 第2 (0.50) → (0.50)	0円
第2 → 第3 (0.50) → (0.75)	1,023円
第3 → 第4 (0.75) → (1.00)	1,023円
第4 → 第5 (1.00) → (1.25)	1,023円
第5 → 第6 (1.25) → (1.50)	1,023円

※ 介護保険料は、全国加重平均をした額である。

※ 制度改正に伴い、平成18年度については従来の第2段階が第2・3段階に細分化。

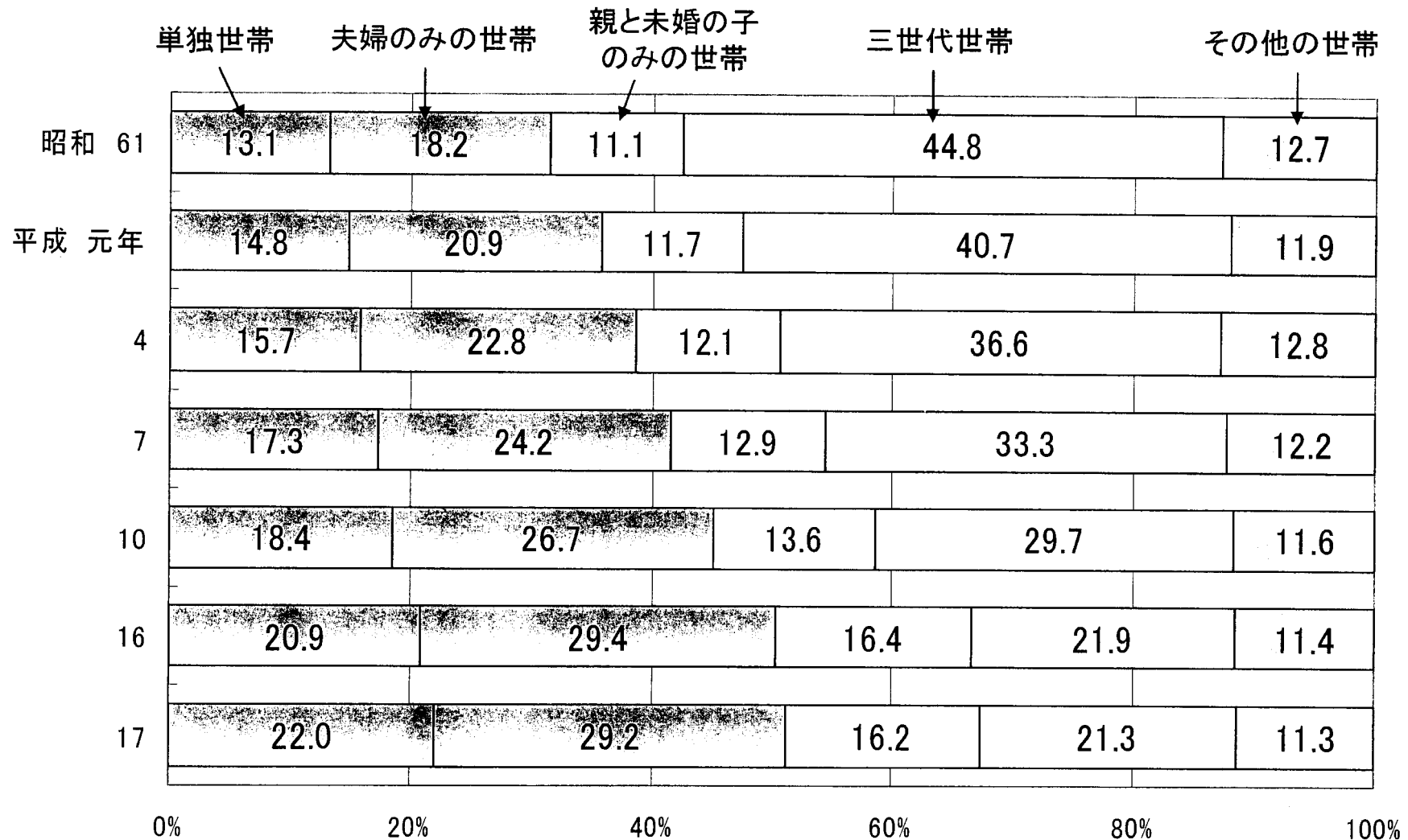
所得段階別被保険者数加入割合



※ 制度改正に伴い、平成18年度については従来の第2段階が第2・3段階に細分化。

※ 税制改正に伴う激変緩和措置対象者については、本来適用される所得段階に算入。

世帯構造別にみた65歳以上の者のいる 世帯数の構成割合の年次推移



(出典:「平成17年国民生活基礎調査」(厚生労働省))